

第3号ふ頭小型船だまり第1乗り場（ビジターバース） 利用案内

1 施設概要

- (1) 名 称 第1乗り場
- (2) 延 長 乗り場A 25.0m 乗り場B 25.0m
- (3) 幅 員 3.5m
- (4) 水 深 3.0m

2 利用できる船舶の標準規格

全長 15.0m未満、全幅 4.9m未満、総トン数 20 トン未満、満載吃水 2.7m未満

※上記の規格を超える場合は、別途検討が必要となりますのでご相談ください。

3 利用時間について

利用できる時間帯は原則、4～10月は9:00～19:00、11～3月は9:00～17:00となります。

※上記の時間帯以外の利用を希望される場合は、申請時に申し出ください。

4 利用不可日

利用不可日は年末年始（12/29～1/3）です。また、荒天時や施設メンテナンス等で利用できない場合があります。

5 利用日数等の制限について

基本的に月の利用日数は10日を上限とし、連続利用は5日間を目安としておりますが、ハイシーズンなど利用が多い時期や申し込みが重なる場合には、利用が特定の事業者に偏らないように調整させていただきます。

6 申請の受付期間について

申請の受付は、利用日の6か月前（土日祝日・年末年始の場合は翌営業日）から、利用日の1週間前（土日祝日・年末年始の場合は前営業日）までとなります。

7 申請から利用までの手順について

- (1) 事前に担当まで空き状況をお問い合わせいただき、必要事項を記入した「使用許可申請書」及び「使用許可連絡票」、「船舶検査証書・手帳の写し」を提出してください。 小樽市 HP
※使用許可申請書は小樽市 HP よりダウンロードできます。
- (2) 市で利用日を決定後、「使用許可書」「納付書」を発行いたします。
- (3) 使用料は、市が定める期日までに指定金融機関にて納入してください。
- (4) 使用許可を受けた日時に、他の乗り場の状況や天候など安全を確認していただき利用してください。



8 使用料について

使用料は、1日ごとに3,000円となります。

9 利用上の注意事項

- (1) 乗り場への着岸の際は、できるだけ速度を落として（着岸速度0.4m/秒以下）ください。ただし、総トン数20tを超える場合は、事前にお問い合わせください。
- (2) 大型クルーズ船が入出港する時間帯は、航行自粛となりますので、ご協力ください。
- (3) 小型船だまりは、他の船舶も利用しますので安全航行に心がけ徐行してください。なお、船舶同士による事故等が発生した場合、市はその責を負いません。また、定期便の海上観光船の運航に支障がないよう配慮してください。
- (4) 許可を受けた目的以外での利用や、権利を第三者に転貸・譲渡することはできません。
- (5) 給水、給電、給油設備はありません。
- (6) 除雪は利用される方が行い、また、発生したゴミは必ずお持ち帰りいただき、施設が清潔に保たれるよう清掃等にご協力願います。

10 その他

- (1) 船舶を離れる時は、燃料タンクのバルブ、コック等を閉じ、全ハッチを施錠し、船上に物品等を放置しないでください。
- (2) 海上の汚濁防止に努め、特に油類等の流出がないよう、十分に注意してください。また、水面にゴミ等を投棄しないでください。
- (3) 当該施設の使用にあたっての船舶の管理、運航等に関する責務は利用者にあるため、盗難、衝突その他の事故のほか、台風、津波等の天災・災害等により生じた損害については、市はその責を負いません。
- (4) 利用者が、港湾施設や他の船舶等に損害を与えた時は、遅滞なく市に届け出るとともに、当該損害を与えた者がその責任において、その損害を賠償し、また、紛争を解決していただきます。

（担当：小樽市産業港湾部港湾室港湾業務課）

〒047-0007 小樽市港町5番1号

TEL 0134-23-1107 FAX 0134-23-1109

E-MAIL kowan@city.otaru.lg.jp